

地域別最低賃金額改定の目安決定に関するコメント

令和3年7月26日
静岡県中小企業団体中央会

去る7月14日、地域別最低賃金改定の目安に関する審議が結審し、全国加重平均額では28円、3.1%の大幅な引き上げとなりました。これは、昭和53年度の目安制度開始以来最高額となる大幅な引き上げ額です。

最低賃金は、全ての業種に一律に強制力をもって適用されるものであり、コロナ禍により極めて厳しい状況下にある中小企業・小規模事業者にとって、28円という目安額は到底受け入れられるものではありません。

とりわけ、感染防止対策で人流を止められ、さらに困窮の極みにある飲食業や宿泊業においては、その影響は計り知れず、日々血のにじむ努力で経営と雇用を支えてきた多くの経営者の心が折れ、廃業という最悪の事態が多発することを危惧せざるを得ません。

今後、この目安を受けて行われる地方の審議会においては、コロナ禍における中小企業・小規模事業者の経営実態、そして本県全体の経済状況をしっかり認識したうえで最低賃金の検討が行われることを切に願うとともに、コロナ禍に苦しむ中小企業・小規模事業者への支援や雇用対策に万全を期すことを強く要望致します。

以上